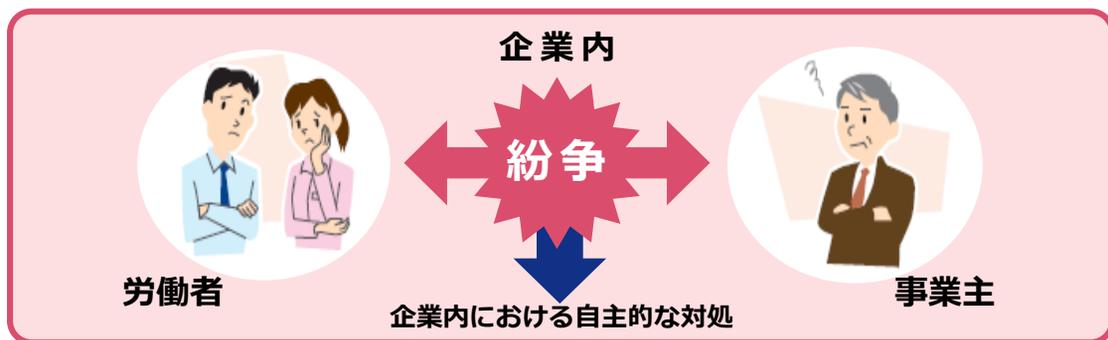


「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」 「パートタイム・有期雇用労働法」「労働施策総合推進法」 に基づく紛争解決援助制度・調停

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）は、労働者と事業主の間で、以下のトラブルが生じた場合、当事者の一方または双方の申し出があれば、早期解決のために2つの方法で援助を行っています。

- 男女均等取扱い等に関するトラブル
- 育児・介護休業等に関するトラブル
- 正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の間の均等・均衡待遇などに関するトラブル
- 職場におけるパワーハラスメントに関するトラブル

- ①都道府県労働局長による**紛争解決の援助**
- ②機会均等調停会議、両立支援調停会議、均衡待遇調停会議、優越的言動問題調停会議による**調停**



都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

- 相談対応
- 紛争解決援助制度・調停・行政指導の説明

当事者の希望に応じて実施

簡単な手続きで迅速に
行政機関に解決して
もらいたい場合

公平、中立性の高い
第三者機関に援助して
もらいたい場合

- ①都道府県労働局長による
紛争解決の援助
助言・指導・勧告

- ②**調停会議**
調停・調停案の作成
受諾勧告

都道府県労働局長による
行政指導の実施

紛争解決援助制度・調停の特徴

- 1 厳正中立・公正を保ち、法に忠実かつ客観的な立場から援助を実施します。
- 2 当事者双方の譲り合い、歩み寄りにより、紛争の現実的な解決を図ります。
- 3 時間的、経済的負担がかかる裁判に比べ、手続きが迅速、簡便です。
- 4 **無料**で利用できます。
- 5 関係者以外に援助や調停の内容は公にされず、紛争当事者のプライバシーが保護されます。
- 6 労働者が都道府県労働局長による援助や調停の申請をしたことを理由として、事業主がその労働者に対し解雇、配置転換、降格、減給などの不利益取り扱いをすることを禁止しています。

援助の対象となる紛争の範囲や制度の利用手続き等は、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

- 所在地一覧 <https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

